

委託契約書の作成・保存

産業廃棄物の処理を委託する場合は、以下の4点に従って委託契約書を作成・保存してください。

- ① 収集運搬及び処分の委託契約を、それぞれ許可を有する業者と締結する必要があります。



※排出事業者は、収集運搬を委託する場合は収集運搬業者と、処分を委託する場合は処分業者とそれぞれ契約してください。

- ② 必ず書面による委託契約書を作成し、委託契約書には法令で定められた事項を漏れなく記載してください。

●収集運搬、処分(中間処理、最終処分、再生を含む)共通の契約書記載事項

- 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- 委託契約の有効期間
- 委託者が収集運搬又は処分の受託者へ支払う料金
- 受託者の事業の範囲
- 委託者の受託者に対する委託した産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報の提供に関する事項(詳細は、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン(第2版)」(環境省平成25年6月)の「廃棄物データシート(WDS)」を参照してください)
 - 当該産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
 - 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
 - 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
 - 当該産業廃棄物がパソコン、エアコン、テレビ、電子レンジ、衣類乾燥機、電気冷蔵庫、電気洗濯機であって、日本産業規格CO九五〇号に規定する含有マークが付されたものである場合には、当該含有マークの表示に関する事項
 - 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
 - その他当該産業廃棄物を取扱う際に注意すべき事項
- 委託契約の有効期間中に前項の情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項
- 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
- 委託契約を解除した場合の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項
- 委託契約の区分に応じ、委託契約書に添付すべき書面(許可証の写し等)に関する事項
- 受託者が受託業務の全部又は一部を他人に再委託する場合の委託者の書面による承諾に関する事項

●収集運搬にかかる契約書記載事項

- 収集運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
- 収集運搬受託者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合、当該場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管の上限
- 収集運搬受託者が安定型産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合、他の産業廃棄物と混合することの可否に関する事項

●処分にかかる契約書記載事項

- 処分又は再生を委託するときは、その処理の場所の所在地、その処理の方法及びその処理に係る施設の処理能力
- 最終処分以外の処分を委託するときは、最終処分の場所の所在地、最終処分の方法、最終処分に係る施設の処理能力

※特別管理産業廃棄物の運搬、処分又は再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状、荷姿及び取扱う際の注意事項を文書で通知してください。

- ③ 委託契約書には産業廃棄物処理業許可証の写しの添付が必要です。

- ④ 委託契約書及び添付書類は、契約の終了の日から5年間保存する必要があります。

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付

排出事業者は適正処理を確認するため、産業廃棄物の処理を委託する場合、引渡しに当たって、処理業者に、紙又は電子で産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付する必要があります。

産業廃棄物の種類ごと、収集運搬業者ごと、処分業者ごとに交付する必要があり、また、産業廃棄物を処理業者に引渡すごとに交付する必要があります。

●産業廃棄物管理票(マニフェスト)の入手方法

一般社団法人 兵庫県産業資源循環協会 阪神支部等で購入できます。
〒660-0051 尼崎市東七松町1-15-21 岡本ビル2階 TEL:06-6489-1654 (ご来所前に必ずお電話ください。)

●産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書の提出

産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付者は、毎年6月30日までに前年度の産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付状況について報告書を市長に提出する必要があります。

※なお、電子マニフェスト利用者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告を行う必要はありません。

●産業廃棄物管理票(マニフェスト)の記載

産業廃棄物管理票(マニフェスト)には、以下の記載例に従って排出事業者自らが記載してください。交付時には、産業廃棄物の種類、数量、処理業者名などを正確に記載しているか確認してください。

産業廃棄物管理票 (マニフェスト) A票

排出事業者の氏名又は名称: 〇〇工業 〇〇工場
住所: 〒660-8051 電話番号: 06-6489-6310
住所: 〒661-4567 電話番号: 06-6489-6300

産業廃棄物の種類: 種類(普通の産業廃棄物) / 種類(特別管理産業廃棄物)
数量(及び単位): 2.5 t
荷姿: パラ

処分方法: 焼却

中間処理産業廃棄物: 管理票交付者(処分委託者)の氏名又は名称及び管理票の交付番号(登録番号)
最終処分場所: 〇◎環境整備センター▽▽埋立処分場
運搬受託者: 〇◎産業処理 〇◎産業処理
処分委託者: 〇◎産業処理

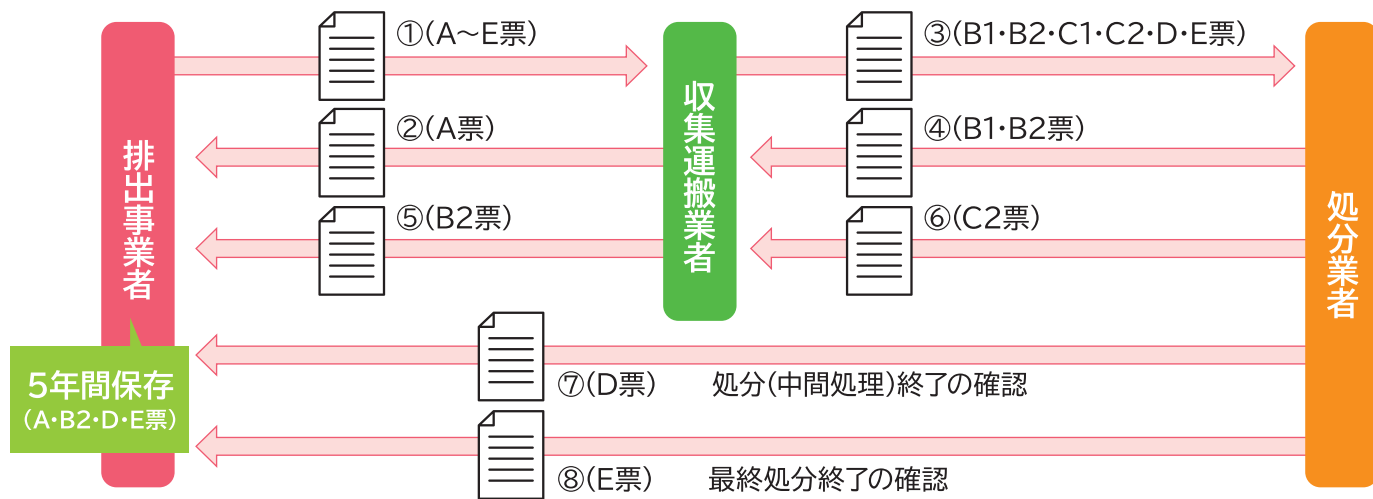
運搬の委託	受領者	運搬	有価物拾得量
処分の委託	受領者	処分	最終処分
委託者の氏名又は名称	受領者の氏名	終了年月日	数量(及び単位)
委託者の氏名又は名称	受領者の氏名	終了年月日	数量(及び単位)
委託者の氏名又は名称	受領者の氏名	終了年月日	数量(及び単位)

発行元: 公益社団法人 全国産業資源循環連合会

産業廃棄物管理票(マニフェスト)の保存

処理業者に委託した産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するため、排出事業者は、処理業者から返送された産業廃棄物管理票(マニフェスト)を確認するとともに、**5年間保存**する必要があります。

紙の産業廃棄物管理票(マニフェスト)の流れ



● 廃棄物引渡し時

- 排出事業者は、産業廃棄物管理票(マニフェスト)に必要事項を記載し、確認の上、廃棄物とともに産業廃棄物管理票(マニフェスト)の7枚【A~E票】全てを収集運搬業者に交付
- 排出事業者は、収集運搬業者の署名が入った【A票】を控えとして受け取り保存

● 運搬終了後

- 収集運搬業者は、処分業者に【B1・B2・C1・C2・D・E票】を回付
- 処分業者は、署名後【B1・B2票】を収集運搬業者に返却
- 収集運搬業者は、運搬終了後10日以内に【B2票】を排出事業者に送付

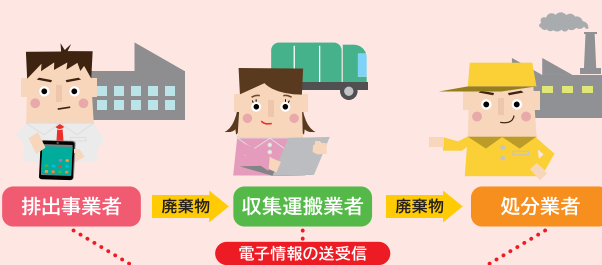
● 処分終了後

- 処分業者は、処分終了後10日以内に【C2票】を収集運搬業者に送付
- 処分業者は、処分終了後10日以内に【D票】を排出事業者に送付
- 処分業者は、最終処分終了の確認後10日以内に【E票】を排出事業者に送付

電子マニフェスト

電子マニフェストとは、産業廃棄物管理票(マニフェスト)情報を電子化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワークでやり取りする仕組みです。

電子マニフェストを使用することで、記入や保管の事務手続が簡素化できるうえ、情報処理センターにアクセスすれば処理状況などが簡単に把握できるなどのメリットがあります。



加入手続は、**直接、情報処理センターに**申込みください。

■ 情報処理センター

(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)
 総合窓口
 TEL:03-5275-7111 FAX:03-5275-7112
 サポートセンター
 TEL:0800-800-9023 FAX:03-5275-7112
 HP:https://www.jwnet.or.jp

● 運搬・処分終了の通知
 ● マニフェスト情報の保存・管理

※電子マニフェストを利用する場合は、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の3者が電子マニフェストシステムに加入している必要があります。

びん・缶・ペットボトルの処理

びん・缶・ペットボトルの種類

飲料、調味料、食品が入っていたびん・缶・ペットボトル



注意!

びん・缶・ペットボトルは、以下の例外を除き、原則、産業廃棄物として処理する必要があります。

びん・缶・ペットボトルを事業系一般廃棄物(可燃ごみ)として処理した場合、廃棄物処理法違反として罰則の対象になる場合があります。

処理方法

ガラスくず、金属くず又は廃プラスチック類として
産業廃棄物処理業者に処理を委託

P.15

例外 従業員の飲食により発生等したびん・缶・ペットボトルの処理の流れ

びん・缶・ペットボトルそのもの又はその内容物を営利目的で販売する業種(小売事業者、飲食店、自動販売機ベンダー等)以外の業種(例えば、製造事業者の従業員の飲食により発生したもの等)で、家庭用のルール(ラベルやキャップを外し、中をすすぎ異物を取り除く。)に従い分別されたものに限り、尼崎市立クリーンセンターで受入れることが可能です。

なお、社内食堂や給食施設等での調理から排出された食品缶(トマト缶やソース缶等)は、尼崎市立クリーンセンターには搬入できません。

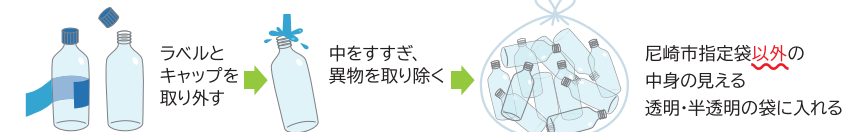
種類：従業員の飲食により発生等したびん・缶・ペットボトル

排出方法

- 中をすすいで異物は必ず取り除く
- ペットボトルはラベル・キャップを取り除く
- 尼崎市指定袋以外の中身の見える透明・半透明の袋に入れる

ペットボトルの出し方

ボトル中には何もいれないでください



注意!

事業系一般廃棄物(可燃ごみ)とは分別して排出する必要があります。

左の排出方法により排出できない場合

ラベル・キャップがついたままのペットボトルを排出する場合など

処理方法

①

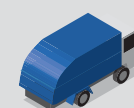
尼崎市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託
 P.10 委託方法を参照

処理方法

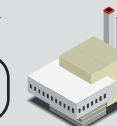
②

尼崎市立クリーンセンターまで自ら運搬
 P.11 搬入方法を参照

許可を受けた産業廃棄物処理業者に処理を委託
 P.15 を参照



尼崎市立クリーンセンター



各種リサイクル法に基づく回収ルートがあるもの

① パソコン

「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」に基づき、メーカーなどが回収してリサイクルを行っています。

回収方法や料金などは、メーカー又は一般社団法人パソコン3R推進協会にお問合せください。

メーカーがわからない、メーカーが倒産した場合等は、一般社団法人パソコン3R推進協会にお問合せください。

※付属品の回収はメーカーなどにお問合せください。



一般社団法人 パソコン3R推進協会
TEL:03-5282-7685 HP:https://www.pc3r.jp



② 「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)」対象品目 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)

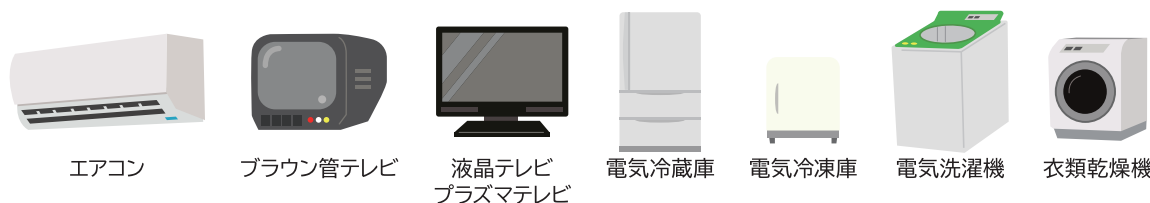
使用していた家庭用エアコン、テレビ等の機器を処分する場合、特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)により、リサイクルすることが義務付けられています。

以下①～③のいずれかの方法で処理してください。

- ① 新しい製品を購入する小売店に引き取ってもらう。
- ② 購入した小売店に引き取ってもらう。
- ③ 産業廃棄物収集運搬業者に委託し、指定引取場所への運搬を行うか、排出事業者自ら指定引取場所への運搬を行い、製造業者等に引渡す。

リサイクル料金(※1)及び収集運搬料金(※2)がかかります。(指定引取場所まで自ら運搬する場合は、収集運搬料金はかかりません。)

(※1)品目やメーカーによって異なります。(※2)小売店や委託する産業廃棄物収集運搬業者によって異なります。



一般財団法人家電製品協会 家電リサイクル券センター
TEL:0120-319640 HP:https://www.rkc.aeha.or.jp



注意! 業務用のエアコン、冷蔵庫等の機器は家電リサイクル法の対象外です。

エアコンや冷蔵庫等についてはフロン類を回収した上で、産業廃棄物として適正に処理してください。

③ 小型充電式電池

「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」に基づき、製造メーカーなどが回収してリサイクルを行っています。回収方法等は、一般社団法人JBRCにお問合せください。



一般社団法人JBRC
TEL:03-6403-5673 HP:https://www.jbrc.com



廃棄物の減量

① 廃棄物を減らすべきである3つの理由

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の生活は、わたしたちの生活を豊かにした一方で、天然資源の枯渇や地球温暖化の進行など、地球規模の大きな環境問題を引き起こしました。このような社会を見直すため、廃棄物の減量・リサイクルの徹底により環境負荷が低減される「循環型社会」への転換が求められています。

理由 ① 廃棄物を減らすのは事業者の責務です。

事業者は、「廃棄物処理法(第3条)」や「市条例(第4条)」において事業活動に伴って生じる廃棄物の減量に努めることが義務付けられています。

また、「市条例(第4条)」において、包装、容器の簡素化を図ることや食品ロスを削減すること等、廃棄物の減量に向けて実施に努めなければならない事項が定められています。 **P.26**

理由 ② 事業者に様々なメリットがあります。

廃棄物を減らすことは、循環型社会の形成に寄与するだけでなく、処理コスト削減など、事業活動において様々なメリットがあります。

コストの削減

廃棄物となる無駄な物を購入しないことにより、経費の節約が図られるとともに、廃棄物処理に係るコストを削減することができます。

社員の意識改革 職場の活性化

廃棄物を出さない職場や製品づくりを目指すことは、工程の合理化・品質管理・職場の効率化につながり、従業員一人一人の意識啓発にもなります。

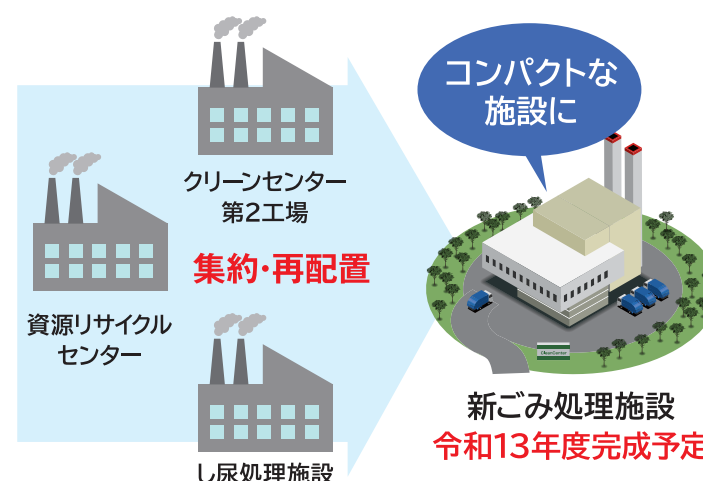
企業・お店の イメージアップ

地球環境問題に関心が高まっている今、環境に配慮した事業活動を行うことは、企業やお店のイメージアップにつながります。

理由 ③ 税金の有効な使い道につながります。

尼崎市では、老朽化が進んでいる現在のごみ処理施設を更新し、令和13年度から新しいごみ処理施設での処理をスタートできるよう、現在準備を進めているところです。

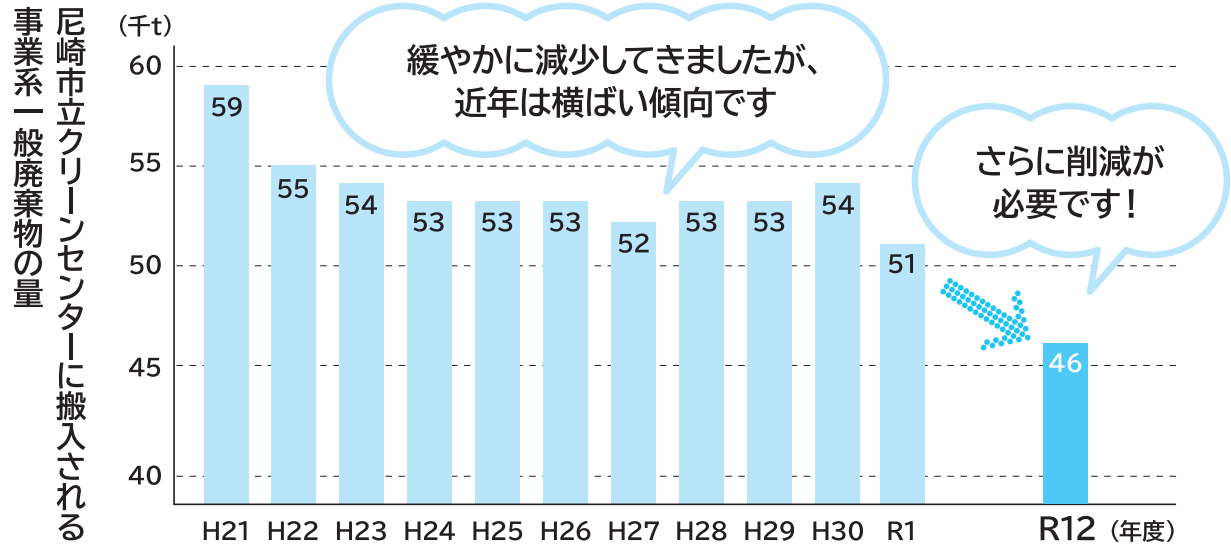
新ごみ処理施設については、廃棄物の減量を進め、コンパクトな施設とすることで建設費用を抑えることとしています。(※)節約できた税金は他の行政サービスに活用します。(※)1日の処理量1t当たり建設費用約8千万円。ごみの減量目標 **P.24** まで減量を進めることで建設費用が約28億円削減されると試算されます。



● 廃棄物の減量目標

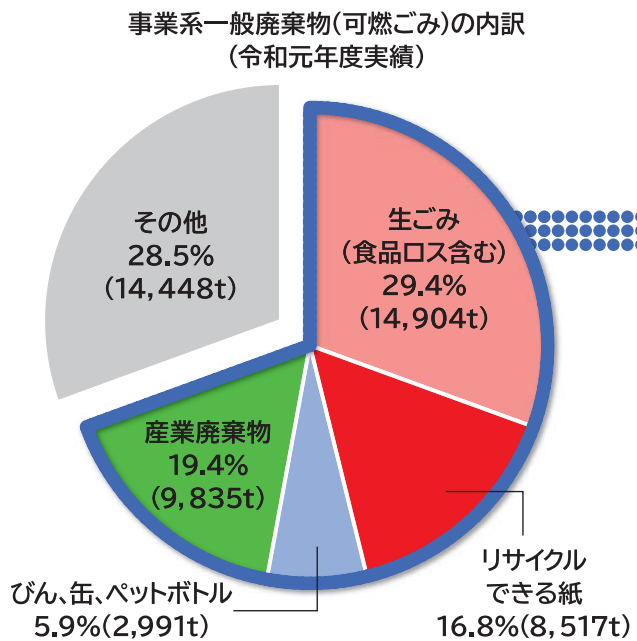
循環型社会の形成に向け、令和3年3月に改定した「尼崎市一般廃棄物処理基本計画」では、以下のとおり廃棄物の減量目標を掲げています。

主要目標	事務所、お店、工場などでの目標
尼崎市立クリーンセンターで焼却処理する廃棄物の量を 令和元年度比で約11%削減します。 134,041t (令和元年度実績値) $\xrightarrow{11\%削減}$ 119,501t (令和12年度目標値) (▲14,540t)	尼崎市立クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物の量を 令和元年度比で約10%削減します。 51,133t (令和元年度実績値) $\xrightarrow{10\%削減}$ 46,020t (令和12年度目標値) (▲5,113t)



● 尼崎市における事業系廃棄物の課題

尼崎市立クリーンセンターに搬入される事業系一般廃棄物(可燃ごみ)の中には、本来搬入することができない産業廃棄物、事業系紙資源やびん・缶・ペットボトルといった資源物、食べ残しなどの本来食べられるのに捨てられている食品ロスが多く含まれています。



減量目標達成に向け、これらの廃棄物の削減と適正処理を進めていく必要があります。



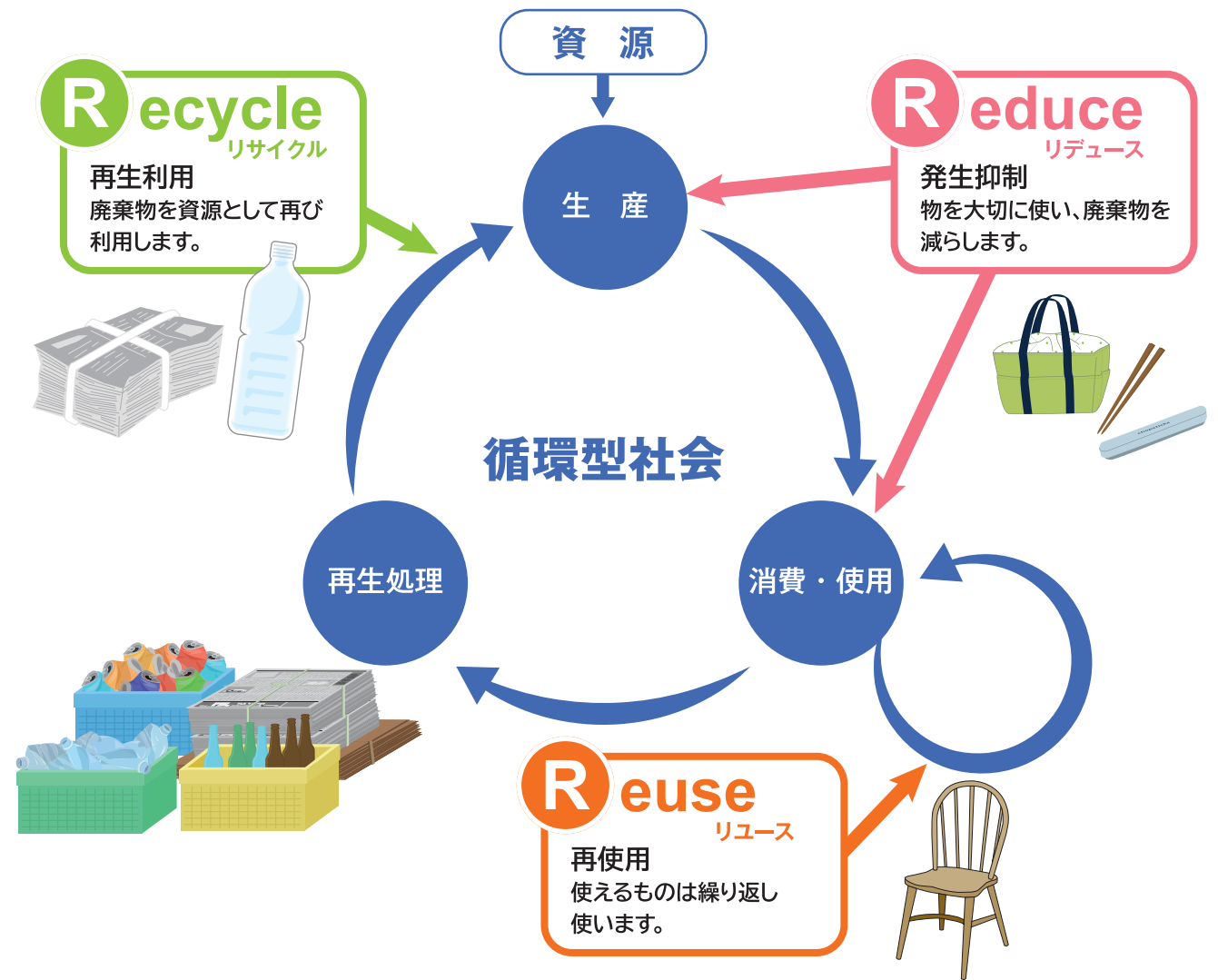
● 廃棄物を減らすための3Rの取組

廃棄物の減量化に向け、紙類やペットボトル、生ごみなど普段捨てているものも「もったいない」を意識し、リデュースを中心とした3Rの取組を実践しましょう。

● 循環型社会の大原則…3Rとは

3Rとは、Reduce(リデュース:発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の頭文字をとった言葉です。

廃棄物の収集運搬やリサイクルには、多くのエネルギーが必要です。しかし、廃棄物が出なければ、リサイクルをする必要もなく、リサイクルにかかるコストやエネルギーを節約することができます。そのため、廃棄物になるものを作らない・買わないReduce(リデュース:発生抑制)を最優先とする3Rの取組にご協力をお願いいたします。



本ルールブックには、市条例に基づく減量・適正処理の取組と、重要な3つの課題への取組方法等を記載しています。

- 市条例に基づく減量・適正処理の取組 … P.26
- 紙類の削減・リサイクルの徹底 … P.27
- プラスチックごみの削減 … P.28 P.29
- 食品ロスの削減 … P.30 P.31



市条例に基づく減量・適正処理の取組

循環型社会の形成のためには、市民、事業者、行政のそれぞれが廃棄物の減量・適正処理に関する取組をさらに推進する必要があります。

令和5年(2023年)4月1日から施行される市条例では、各主体の役割を明確化し、それぞれが、「しなければならない」ことや「努めなければならない」ことを定めています。事業者の皆様には、以下を参照のうえ、廃棄物の減量・適正処理に関する取組にご協力をお願いいたします。

適正な処理

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任と負担において適正に処理しなければなりません。
(市条例第4条第1項)



発生抑制

事業者は、その事業活動において、製品の開発に当たって、長時間使用できるよう、その修理体制を確保すること、商品の販売に当たって、容器包装を簡素化すること、食品ロスの削減に取り組むこと等により、廃棄物の発生を抑制するよう努めなければなりません。(市条例第4条第2項)



再生品等の利用

事業者は、その事業活動において、再生資源、再生部品及び再生品の利用に努めなければなりません。
(市条例第4条第3項)

再使用・再生利用の促進

事業者は、物の製造、加工、販売等の際に、再使用又は再生利用の容易な製品、容器等の開発を行うこと、その製品、容器等の再使用又は再生利用の方法についての情報を提供すること、使用後の製品、容器等の回収策を講ずること等により、その製品、容器等の再使用又は再生利用の促進に努めなければなりません。(市条例第4条第4項)



紙類の削減・リサイクルの徹底

事業系廃棄物の中で、3Rに取り組みやすいのが、紙類です。以下の取組を参考にして、紙類の削減・リサイクルを図っていきましょう。

削減・リサイクルのためにできる取組

POINT 1 紙の使用量を減らす



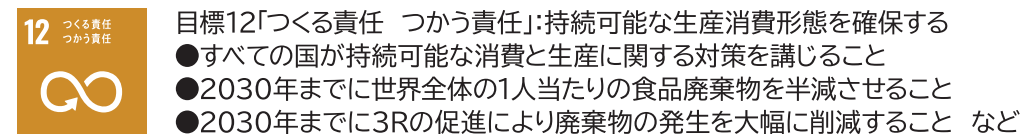
POINT 2 分別・リサイクルを徹底する



持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けて

●SDGsとは
持続可能な開発目標(SDGs)とは、令和12年(2030年)を期限とする国際社会全体の開発目標で、17の目標と169のターゲットで構成されています。

●廃棄物分野に関連する目標



●SDGs達成に向けた取組

SDGs達成に向けた取組は、企業価値を高めるなどのメリットがあるほか、近年は、サプライチェーン全体でSDGsに取り組む方針を示している企業もあり、関連会社においても、SDGsへの取組が求められています。

一方、廃棄物分野では、そうした大きな取組以外にも、紙の使用削減やマイボトルの利用、会食での食べきりなど、ほとんどコストをかけずに取り組むことができるものもあります。

身近なところからSDGs達成に向けた取組をはじめませんか。



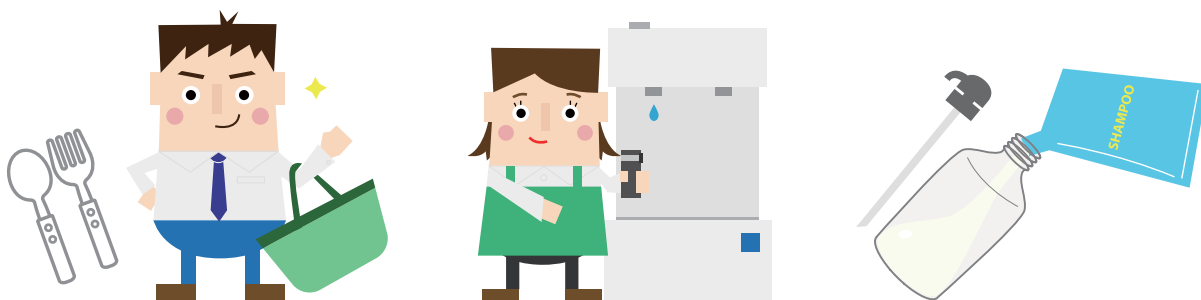
プラスチックごみの削減

プラスチックごみの削減が注目を集めるわけ

プラスチックは、私たちの世界に様々な形で用いられており、多くの利便性と恩恵をもたらす一方、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、国家間の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内外においてプラスチックの資源循環の重要性が高まっています。そこで、令和4年4月から「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)」が施行され、プラスチックごみ削減に向けた事業者の取組が求められています。

削減のためにできる取組

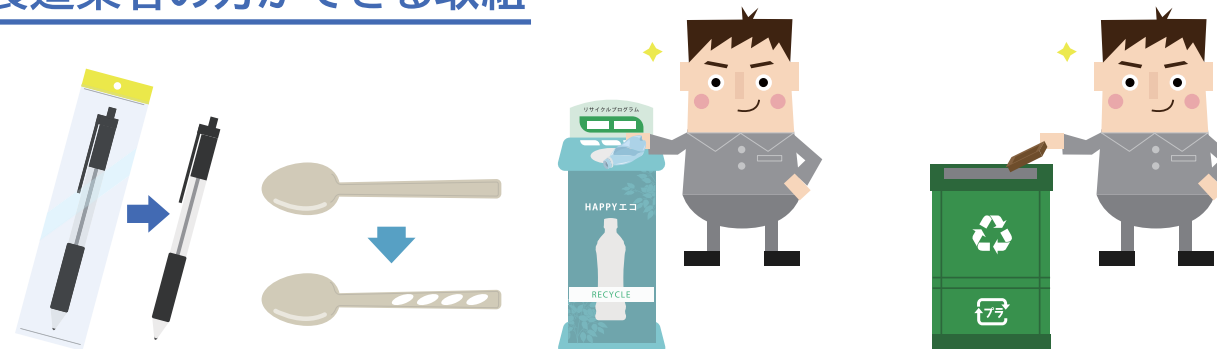
すべての事業者の方ができる取組



- マイバッグの使用
- 会社内に給水機を設置し、マイボトルやマイカップの使用を推奨
- マイスプーン・マイフォークの使用
- 会議ではペットボトル飲料を配付せず、マイボトル持参を呼びかけ

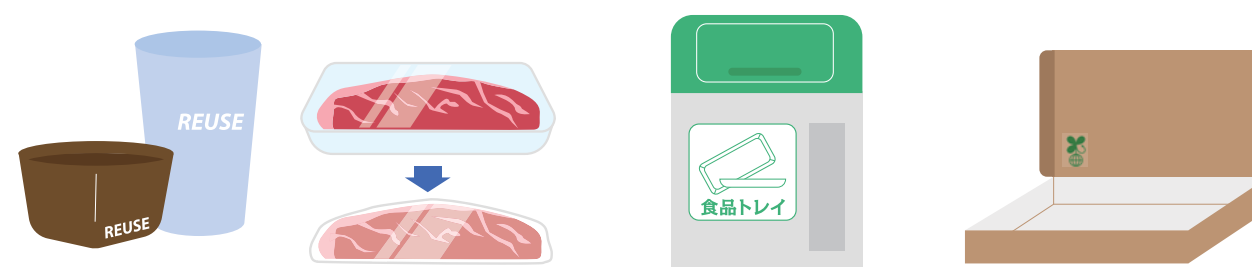
- 詰め替え容器の利用

製造業者の方ができる取組



- 製品の包装の簡素化
- 製品の軽量化
- 使用済みプラスチック製容器の自主回収
- 製造工場で排出されたプラスチックのリサイクル
- 代替素材への転換

飲食店業者や商品小売業者の方ができる取組



- 繰り返し使える容器の使用
- 食品トレイを廃止し、プラスチックフィルムや袋での包装への切替え
- 食品トレイの店頭回収
- テイクアウトにバイオマスプラスチック配合容器や紙製容器の使用
- ビニール袋の削減

給水スポットを設置してみませんか

尼崎市では、プラスチックごみ削減の取組として、誰でも自由にご利用いただける給水スポットとしての給水機設置を促進しています。給水スポットが増え、マイボトルを利用する人が増えることで、ペットボトルの利用が減り、プラスチックごみの削減につながります。

給水スポットとして開放していただける民間の事業所等を募集しています!

詳細に関するお問合せ・お申込みは、環境創造課までご連絡ください。

尼崎市 経済環境局 環境部 環境創造課 TEL:06-6489-6301

給水スポットはどこにあるの?

給水スポットは尼崎市ホームページで紹介しています。尼崎市役所や各地域の生涯学習プラザ、図書館等 主に市内公共施設に設置していますので、是非ご利用ください。



このステッカーが給水スポットの目印です!



令和4年4月から

「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(プラ新法)」が施行されています



本法律では、使い捨てプラスチック製品廃棄物を削減するため、スプーンやフォークなど、店舗にて無償で提供される下表のプラスチック製品について、対象業種の事業者に対し、ポイント還元や有料化、要否確認、軽量化、代替素材への転換などに取り組むことが求められています。

対象業種の事業者の方は、提供方法等を工夫することでプラスチックの削減に取り組みましょう。

<p>対象製品</p> <ul style="list-style-type: none"> ①フォーク ②スプーン ③テーブルナイフ ④マドラー ⑤飲料用ストロー 	<ul style="list-style-type: none"> ⑥ヘアブラシ ⑦くし ⑧かみそり ⑨シャワーキャップ ⑩歯ブラシ 	<ul style="list-style-type: none"> ①衣類用ハンガー ②衣類用カバー
<p>対象業種</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種商品小売業(無店舗のものを含む。) ●飲食料品小売業(野菜・果実小売業、食肉小売業、鮮魚小売業及び酒小売業を除き、無店舗のものを含む。) ●宿泊業 ●飲食店 ●持ち帰り・配達飲食サービス業 	<p>●宿泊業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各種商品小売業(無店舗のものを含む。) ●洗濯業

その他、本法律の詳細については、国の説明サイトをご確認ください。

プラ新法

検索



食品ロスの削減

食品ロスの削減

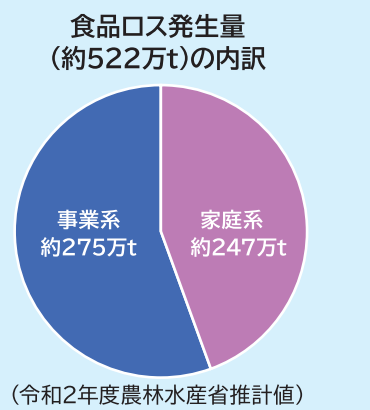
食品ロスとは

「食品ロス」とは、食べ残しや期限切れなどにより、まだ食べられるのに捨てられてしまう食品のことをいいます。

食品ロスの削減は世界的に大きな課題となっています。削減にご協力をお願いいたします。

食品ロスの発生量

日本では、事業者及び家庭から年間約522万tの食品ロスが発生しています。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量(令和2年は年間約420万t)の約1.2倍捨てていることとなります。



削減のためにできる取組

すべての事業者の方が消費者としてできる取組

- 食品ロスに関心を持ち、その実態を知って自分にできることを考える。
- 食品は、適量を購入・注文し、残さずに食べる。
- 会社の宴会や会食時に、「3010(サンマルイチマル)運動」に取り組む。
- 外食時や買い物時には、「もったいない!あまがさき推進店」を利用する。



会食では「3010(サンマルイチマル)運動」

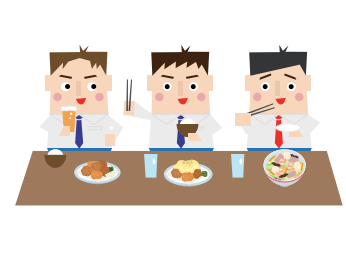
「3010運動」とは、会食、宴会時の食べ残しを減らす取組のひとつで、乾杯後30分は席を立たずに料理を味わい、お開き10分前になったら自席に戻って料理を残さずいただくという運動です。

会食では、たくさんのお料理が残ってしまいがちです。お店の人と食事量の調整を行うなどして、皆さんが参加する会食でも「3010運動」を始めてみませんか?

① 幹事さんは「3010運動」を紹介しよう。



② はじめの30分は席を立たずに料理を楽しもう。



③ 最後の10分は自席に戻り料理を楽しもう。食べきれなかった場合、持ち帰り可能かを確認しよう。



通うなら「もったいない!あまがさき推進店」

尼崎市では、食品ロス削減に取り組む飲食店や小売店などの認定制度を実施しています。

右のステッカーを貼ってるお店が、食品ロス削減に取り組むお店の目印です。認定店やそれぞれのお店の取組内容は、尼崎市ホームページで紹介しています。

飲食店・小売店・宿泊施設などからの推進店への認定申請を受け付けています。(申請書は尼崎市ホームページからダウンロード)

「もったいない!あまがさき推進店」

検索

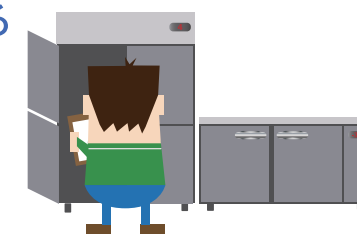


飲食店業者や宿泊業者の方が提供者としてできる取組

食材を使い切る



●調理方法の工夫



●需要に応じた仕入れ

食べ残しを防ぐ



●料理提供量の調整



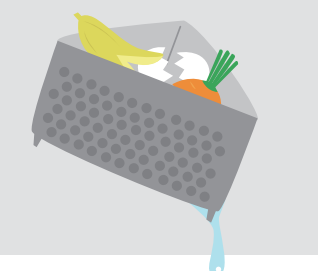
●食べきれなかった料理の持ち帰りに対応

捨てる前の「水切り」



●水切りの徹底

三角コーナーを傾ける
生ごみには多くの水分が含まれています。
三角コーナーなどで水分をよく切って重量を減らして出してください。



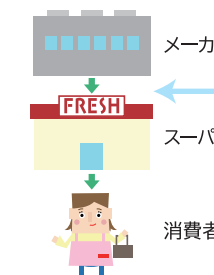
食品小売業者の方が提供者としてできる取組



●量り売りや小分け売り



●賞味期限・消費期限が間近な商品の値引き販売



●納品期限の緩和

1/3ルール[※]の撤廃(納品期限の緩和)

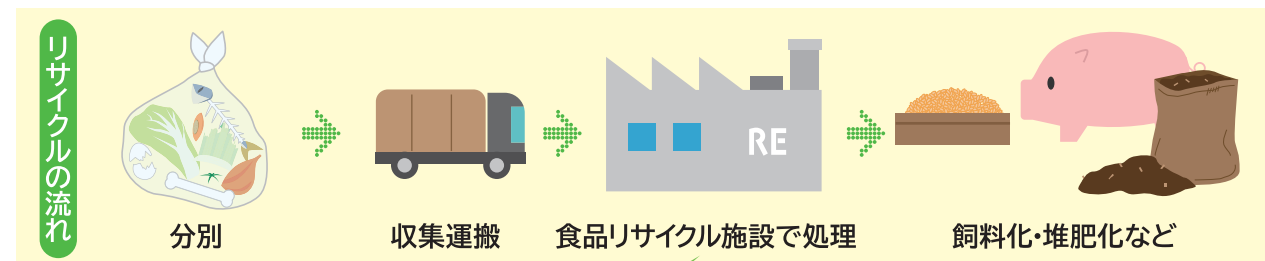


●家庭で余った食品を店頭で集めフードバンクへ寄付

食品廃棄物のリサイクル

食品廃棄物とは、食品の製造過程から生じる残さや食品ロスなど、廃棄物として廃棄される食品をいいます。「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(食品リサイクル法)」において、事業者は食品廃棄物のリサイクルに努めることとされています。

仕入れや調理方法の見直しなどリデュースに取り組んでもなお発生する食品廃棄物については、食品リサイクル業者でのリサイクルをご検討ください。



農林水産省の登録を受けた食品リサイクル施設(登録再生利用事業者)から、搬入先を選んでください。

登録再生利用事業者一覧表 検索

※食品廃棄物(一般廃棄物)の搬入について、食品リサイクル施設がある自治体へ通知しておく必要がありますので、食品リサイクルを実施される場合は、事前に尼崎市資源循環課までご相談ください。

食品ロスの削減

特定事業用建築物の所有者等の義務

大規模な事業用建築物における廃棄物の減量と適正処理を推進するために、市条例で一定規模以上の事業用建築物を「特定事業用建築物」として定め、その所有者等(※)に対し、「減量計画の作成・提出」及び「廃棄物管理責任者の選任・届出」の義務を規定しています。(令和5年(2023年)4月1日施行)

(※)市条例で規定する特定事業用建築物の「所有者等」とは、所有者若しくは区分所有者(事業の用に供する部分の区分所有権(建物の区分所有等に関する法律第2条第1項に規定する区分所有権をいう。))を有する者に限る。又は特定事業用建築物を管理する者として市長が別に定める者をいいます。

特定事業用建築物とは

1 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」 第2条第1項に規定する特定建築物

(特定建築物)
事務所、店舗、興行場、百貨店、図書館、美術館、博物館、旅館、ホテル、遊技場、学校(研修所も含む。)で住居、駐車場部分を除く延床面積が3,000平方メートル以上の建築物が対象となっています。なお、学校教育法第1条に規定する学校については、8,000平方メートル以上となっています。

2 「大規模小売店舗立地法」 第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(大規模小売店舗)
店舗面積(延床面積)が、1,000平方メートルを超えるものが対象となっています。店舗面積とは、小売業を行うための店舗の用に供する床面積です。飲食、サービスは含まれません。

特定事業用建築物の所有者等の義務

1 「減量計画」の作成と提出

特定事業用建築物の所有者等は、毎年4月1日から翌年3月31日までの間の当該建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する計画を作成し、尼崎市に提出する必要があります。また、当該減量計画を変更した時に変更後の減量計画を提出する必要があります。【提出期限:毎年6月30日まで】

2 廃棄物管理責任者の選任と届出

特定事業用建築物の所有者等は、減量計画の立案並びに減量計画に基づく事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務等を担当する廃棄物管理責任者を選任し、尼崎市に届け出る必要があります。また、廃棄物管理責任者を変更した場合も届け出なければなりません。【届出期限:廃棄物管理責任者選任から速やかに】

※詳細な手引や各種様式は
尼崎市ホームページから
ダウンロードしてください。



尼崎市 特定事業用建築物

検索



注意! 「減量計画」の提出がない場合や、「減量計画」に基づく処理が行われていない場合、「廃棄物管理責任者」を選任しない場合などは、市条例に基づき、指導対象になります。

【提出先】 尼崎市経済環境局環境部資源循環課

〒660-0842 尼崎市大高洲町8番地 TEL 06-6409-1341/FAX 06-6409-1277
メールアドレス ama-gomigen@city.amagasaki.hyogo.jp

【提出方法】 ①メール ②郵送 ③FAX ④資源循環課へ持参のいずれかの方法

尼崎市立クリーンセンターでの展開検査

尼崎市立クリーンセンターでは、産業廃棄物や紙資源などの搬入を防止し、事業系廃棄物の適正処理とリサイクルを促すため、搬入物の展開検査を行っています。

検査において搬入不適物が発見された場合、一般廃棄物収集運搬業者から事情聴取のうえ啓発指導を行うとともに、廃棄物を排出した事業者に対しても、市職員が個別訪問するなどし、啓発指導を行います。



展開検査の様子



産業廃棄物の混入



資源物の混入



資源物の混入

廃棄物が減らなかったらどうなる?

廃棄物が減らず、令和12年度の目標を達成できないと、令和13年度稼働予定の新ごみ処理施設では廃棄物の処理が追い付かず、他の市などに廃棄物処理の応援をお願いするなど、余分なコストが発生してしまいます。

そこで、令和8年度に廃棄物の減量状況などを評価して目標の達成が困難と思われるときは、「家庭系廃棄物の有料化」や「事業系ごみ指定袋」の導入を進めることとしています。

「事業系ごみ指定袋」とは?

これまで定められていなかった事業系のごみ袋について、ごみ処理手数料を含む市の指定した袋の使用を義務付けることにより、廃棄物を出す量に応じた処理コストの負担をお願いする制度です。この制度では、収集運搬と処分にかかるコストの見える化が図られ、廃棄物減量や分別に取り組むことにより、負担を軽減することができます。



目標達成に向け、事業者の皆様には廃棄物の減量・リサイクルと適正処理のご協力をお願いいたします。廃棄物の減量の進み具合は毎年チェックし、市報や尼崎市ホームページなどでお知らせしていきます。

事業系廃棄物の分類早見表

【一廃】…事業系一般廃棄物(可燃ごみ) 【産廃】…産業廃棄物 【紙資源】…事業系紙資源

あ			
名称	分類	産廃品目	備考
アクリル板	産廃	廃プラスチック類	
衣装ケース(プラ製)	産廃	廃プラスチック類	
一斗缶	産廃	金属くず	内容物がある場合は、内容物に応じた処理を
椅子(事務用)	産廃	廃プラスチック類、金属くず	
椅子(木製)	一廃		搬入の際には50cm以下、直径10cm以下に解体。特定の業種から出るものは産廃(7ページ参照)
衣服・織物(化学繊維製)	産廃	廃プラスチック類	
衣服・織物(天然繊維製)	一廃		特定の業種から出るものは産廃(7ページ参照)
衣類乾燥機	産廃	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず	家庭用機器は家電リサイクル法対象
ウエス(化学繊維製)	産廃	廃プラスチック類	油等多く付着している場合は、産廃(廃油)
ウエス(天然繊維製)	一廃		油等多く付着している場合は、産廃(廃油) 特定の業種から出るものは産廃(7ページ参照)
エアコン	産廃	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず	業務用機器は別途フロン回収が必要 家庭用機器は家電リサイクル法対象
ACアダプター	産廃	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず	
エンジンオイル	産廃	廃油	
鉛筆	一廃		
塩化ビニル管	産廃	廃プラスチック類	
OA用紙	紙資源		
か			
名称	分類	産廃品目	備考
カーボン紙	一廃		リサイクル不可のため 特定の業種から出るものは産廃(7ページ参照)
傘	産廃	廃プラスチック類、金属くず	
カセットボンベ	産廃	廃プラスチック類、金属くず	中のガスは使い切ること
ガソリン	産廃	廃油	特別管理産業廃棄物処理業者に委託
カタログ	紙資源		
カッターナイフ	産廃	廃プラスチック類、金属くず	
紙おむつ	一廃		未使用の場合は、産廃
紙袋(紙のみ)	紙資源		
紙袋(内側がプラ加工)	一廃		プラの割合が大きければ産廃
髪の毛	一廃		
ガラス製品	産廃	ガラス陶磁器くず	
紙箱	紙資源		油等で汚れリサイクルが困難なものは一廃
紙パック	一廃		洗って乾燥させたものは紙資源
ガムテープ(紙製)	一廃		特定の業種から出るものは産廃(7ページ参照)
ガムテープ(化学繊維製)	産廃	廃プラスチック類	
刈草	一廃		

缶	産廃	金属くず	従業員の飲食により発生したもの等のうち、中をすぎ異物を取り除いたものは、事業系びん・缶・ペットボトルとしてリサイクル
緩衝材(紙製)	紙資源		においがついているなど、リサイクルが困難なものは一廃 なお、特定の業種から出るものは産廃(7ページ参照)
緩衝材(プラスチック製)	産廃	廃プラスチック類	
機械油(潤滑油)	産廃	廃油	
記録メディア(CD、DVD等)	産廃	廃プラスチック類	
靴(天然皮革・繊維製)	一廃		
靴(化学皮革・繊維製)	産廃	廃プラスチック類	
クリアファイル	産廃	廃プラスチック類	
蛍光灯	産廃	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず	水銀使用製品産業廃棄物
結束バンド(PPバンド)	産廃	廃プラスチック類	
小型家電製品(電話、プリンター等)	産廃	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず	
ゴム製品(天然ゴム製)	産廃	ゴムくず	
ゴム製品(合成ゴム製)	産廃	廃プラスチック類	
さ			
名称	分類	産廃品目	備考
自転車	産廃	廃プラスチック類、金属くず	
シャープペンシル(金属製)	産廃	金属くず	
充電器	産廃	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず	
シュレッダー紙	紙資源		
消火器	産廃	廃プラスチック類、金属くず	中身を空にすること メーカーでリサイクルが行われている場合はメーカーに相談
食器(ガラス製・陶磁器製)	産廃	ガラス陶磁器くず	
食器(金属類)	産廃	金属くず	
食器(プラスチック製)	産廃	廃プラスチック類	
スコップ(プラスチック製)	産廃	廃プラスチック類	
石油ストーブ	産廃	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず	電池は外す。燃料は抜くこと
ストロー(紙製)	一廃		紙類としてリサイクルが困難なため
ストロー(プラスチック製)	産廃	廃プラスチック類	
スポンジ	産廃	廃プラスチック類	
スリッパ(化学繊維製)	産廃	廃プラスチック類	
生花	一廃		
石けん	産廃	廃油	
洗濯機	産廃	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず	家庭用機器は家電リサイクル法対象
せん定枝	一廃		建設工事に伴うせん定枝は産廃

食用油	産廃	廃油	
た			
名称	分類	産廃品目	備考
体温計	産廃	金属くず、ガラス陶磁器くず	水銀体温計は水銀使用製品産業廃棄物
体温計(デジタル)	産廃	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず	
台車	産廃	廃プラスチック類、金属くず	
タイヤ	産廃	廃プラスチック類	
タイヤのホイール	産廃	金属くず	
たばこ(吸い殻)	一廃		
段ボール	紙資源		油等で汚れリサイクルが困難なものは一廃
机(事務用)	産廃	金属くず、廃プラスチック類	
机(木製)	一廃		搬入の際には50cm以下、直径10cm以下に解体。特定の業種から出るものは産廃(7ページ参照)
電気コード	産廃	廃プラスチック類、金属くず	
電球	産廃	金属くず、ガラス陶磁器くず	一部水銀使用製品産業廃棄物
電池	産廃	汚泥、金属くず	一部水銀使用製品産業廃棄物
陶器	産廃	ガラス陶磁器くず	
灯油	産廃	廃油	特別管理産業廃棄物処理業者に委託
トタン	産廃	金属くず	
塗料(固形)	産廃	廃プラスチック類	
塗料(水性・液状)	産廃	汚泥	
塗料(油性・液状)	産廃	廃油	引火点 70℃未満のものは特別管理産業廃棄物処理業者に委託
テレビ	産廃	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず	家庭用機器は家電リサイクル法対象
な			
名称	分類	産廃品目	備考
長靴	産廃	廃プラスチック類	天然ゴム製品は産廃(ゴムくず)
生ごみ	一廃		特定の業種から出るものは産廃(7ページ参照)
ネット(プラ製)	産廃	廃プラスチック類	
ネット(金属製)	産廃	金属くず	
は			
名称	分類	産廃品目	備考
パソコン	産廃	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず	リサイクルシステムあり
伐採木	一廃		搬入の際には50cm以下、直径10cm以下に切断。建設工事に伴う伐採木は産廃
バッテリー	産廃	廃酸、廃プラスチック類、金属くず	リサイクルシステムあり 特別管理産業廃棄物処理業者に委託
発泡スチロール	産廃	廃プラスチック類	
刃物類	産廃	金属くず	柄の材質によっては混合物
パレット(木製)	産廃	木くず	木製パレットは業種を問わず産廃
パレット(プラスチック製)	産廃	廃プラスチック類	
ハンガー(金属製)	産廃	金属くず	
ハンガー(プラ製)	産廃	廃プラスチック類	

ビニールホース	産廃	廃プラスチック類	
びん	産廃	ガラス陶磁器くず	従業員の飲食により発生したもの等のうち、中をすぎ異物を取り除いたものは、事業系びん・缶・ペットボトルとしてリサイクル
封筒	紙資源		ビニール部分は取り除く
ふせん	紙資源		
フィルム	産廃	廃プラスチック類	
プラスチック製容器	産廃	廃プラスチック類	食品残さ等付着しているものは一廃
ブルーシート	産廃	廃プラスチック類	
布団(天然繊維製)	一廃		特定の業種から出るものは産廃(7ページ参照)
布団(化学繊維製)	産廃	廃プラスチック類	
ペットボトル	産廃	廃プラスチック類	従業員の飲食により発生したもの等のうち、キャップラベルを外し、中をすぎ異物を取り除いたものは、事業系びん・缶・ペットボトルとしてリサイクル
ヘルメット	産廃	廃プラスチック類	
弁当の容器(紙製)	一廃		食品残さ等付着していない場合は紙資源
弁当の容器(プラスチック製)	産廃	廃プラスチック類	食品残さ等付着しているものは一廃
包装紙(内側がプラ加工)	一廃		プラの割合が大きければ産廃
包装紙(紙のみ)	紙資源		
ボールペン	産廃	廃プラスチック類	
ホッチキス(ステープラー)	産廃	廃プラスチック類、金属くず	
ポリバケツ	産廃	廃プラスチック類	
保冷剤	産廃	廃プラスチック類	
ま			
名称	分類	産廃品目	備考
マウスパッド	産廃	廃プラスチック類	
巻尺	産廃	廃プラスチック類、金属くず	
マグネット	産廃	金属くず	
メディアケース(CD、DVD等)	産廃	廃プラスチック類	
メモ用紙	紙資源		
モップ	産廃	廃プラスチック類	材質によっては混合物
や・ら・わ			
名称	分類	産廃品目	備考
ライター	産廃	廃プラスチック類、金属くず	中のガスは使い切ること
レインコート	産廃	廃プラスチック類	
レジスター	産廃	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず	
レジ袋	産廃	廃プラスチック類	
ロッカー	産廃	金属くず	
わりばし	一廃		特定の業種から出るものは産廃(7ページ参照)
冷蔵庫	産廃	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず	業務用機器は別途フロン回収が必要 家庭用機器は家電リサイクル法対象
冷凍庫	産廃	廃プラスチック類、金属くず、ガラス陶磁器くず	業務用機器は別途フロン回収が必要 家庭用機器は家電リサイクル法対象